

事業ごみを搬入される方へ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、
市内で発生したごみであることを確認するため、

ごみ搬入時には

「社員証や運転免許証」(コピー不可)の提示

が必要です。

事業所名や搬入者などが確認できない場合は搬入できません
ので、ご注意ください！

■注意事項■

- ☑ 持ち込めるごみは、一般廃棄物であって霧島市クリーンセンターで処理できるもののみです。産業廃棄物は持ち込めません。
- ☑ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分別し、資源物は混入させないでください。
- ☑ リフォームや解体に伴って発生する不要な量は、産業廃棄物に該当します。
- ☑ 事業ごみとして排出されるスプリング入りマットレス等は、産業廃棄物に該当します。
- ☑ 市の許可を受けずに、他人の一般廃棄物を収集・運搬することは違法です。必ず市の許可を受けた業者に依頼してください。
- ☑ ごみを搬入する際、内容物を確認する場合があります。

事業者の方

次の3点(原本)を提示してください。(提示された証明証等は、コピーをとる場合があります)

1:持ち込む方の運転免許証

2:市内に事業所があることが確認できるもの(社員証、名刺、事業所宛ての郵便物など)

3:経営者または従業員であることが確認できるもの(社員証、名刺、健康保険証など)